

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 サンタマリア会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、個人が能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

I 計画期間

令和3年11月1日 ～ 令和8年3月31日 までの4年5か月間

II 内容

目標1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業の給付、育児休業中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

令和3年11月～ 法に基づく諸制度の調査
令和4年 4月～ 規程の整備、管理職の研修
各制度について職員へ周知